

21 その他の事業

○ 横浜市社会福祉審議会

1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項により都道府県・指定都市・中核市に設置することとなっており（必置義務）、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議すること等を目的としています。

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

- ・審議会は、社会福祉法第8条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっており、横浜市社会福祉審議会運営要綱第2条により委員35人以内で組織することとなっております。
- ・委員数は22人、委員の構成は次のとおり。
市会議員（3人）、社会福祉事業に従事する者（10人）、学識経験のある者（9人）

4 任期

3年（平成31年1月12日～令和4年1月11日）

5 審議会の開催状況

年1回程度開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催見合わせ

6 専門分科会及び審査部会

(1) 専門分科会

民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会

(2) 審査部会

身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため身体障害者福祉専門分科会に「身体障害者障害程度審査部会」を設置

(3) 令和元年度開催状況

民生委員審査専門分科会：2回

身体障害者障害程度審査部会：12回

横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会：6回

○ プレミアム付商品券事業

1 概要

令和元年10月から消費税率の引上げによる、住民税非課税の方や子育て世帯の消費に与える影響緩和と地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、プレミアム付商品券の購入引換券を発行しました。

2 利用可能額

対象者1人につき、25,000円（購入額20,000円）

※1枚の購入引換券につき、最大5冊まで購入可能

※1冊あたり5,000円分（500円×10枚）を4,000円で購入可能

3 購入対象者

(1) 住民税非課税者

平成31年1月1日時点で住民登録があり、令和元年度の住民税が非課税の方

※住民税課税者に扶養されている方や生活保護・中国残留邦人等に対する支援給付等を受給している方等を除く

(2) 子育て世帯

平成28年4月2日から令和元年9月30日に生まれた子がいる世帯の世帯主

※基準日（令和元年6月1日、7月31日、9月30日）時点で住民登録がある方

※対象となる子1人につき、購入引換券の交付は1回まで

4 実績

(1) 申請件数 255,772人

(2) 交付件数 331,311人（住民税非課税者 232,414人、子育て世帯 98,897人）

5 取組状況

(1) 勧奨

購入対象者と思われる方へ申請書等を同封したお知らせを発送

発送日：令和元年7月22日（月）、24日（水）、26日（金）

申請期限：令和2年1月6日（月）

(2) 再勧奨

(1)の発送後に申請書の提出のなかった方へ、再度、申請書等を発送

発送日：令和元年11月8日（金）

(3) コールセンター

開設期間：令和元年7月1日（月）から令和2年2月29日（土）まで

お問合せ件数：約6万件

(4) 区役所相談窓口

開設期間：令和元年7月16日（火）から12月20日（金）まで

相談件数：約1.5万件

(5) 広報

ア 健康福祉局公式ホームページの開設

イ 交通広告、区役所及び公共施設等におけるポスター掲示やチラシ配布

ウ 「広報よこはま」への記事掲載（令和元年7・9・11月、令和2年2月号）

エ テレビ・ラジオを利用した広報（令和元年8・9・10・12月、令和2年3月）

○ 福 祉 調 整 委 員 会

1 事業開始

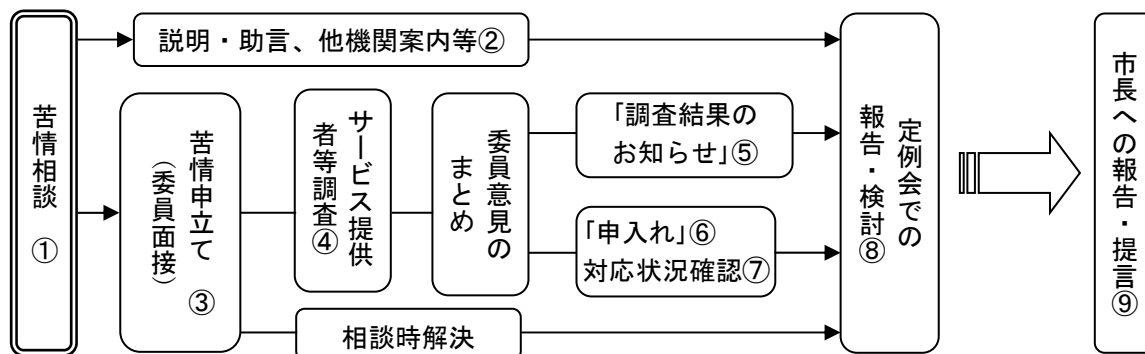
平成7年7月1日

2 事業の目的

横浜市の福祉保健サービスに対する市民からの苦情・相談を受け、中立・公正な立場で、所管課や事業者等に対して調査・調整を行うとともに、福祉サービスの質の向上を推進する活動を実施しています。

3 事業概要

(1) 苦情相談の流れ



- ① 様々な苦情相談等が寄せられます。
電話、FAX、Eメール、手紙で相談が寄せられます。直接来所いただく場合もあります。
- ② 相談内容に応じて、制度等の説明・助言や担当窓口の案内等を行います。
- ③ 横浜市福祉調整委員が面接により苦情相談を直接聴取します。
- ④ 市の所管課や民間事業者に対し、調査・調整を行います。
- ⑤ 調査結果に委員意見を付して苦情相談者に回答します。
- ⑥ サービスの改善等が必要な場合に、市の所管課や民間事業者に意見の申入れを行います。
- ⑦ 申入れ後、おおむね2か月後に対応状況の確認を行います。
- ⑧ 定例会で対応案件について報告し、今後の対応について検討します。
- ⑨ 市長に対して委員会の運営状況を報告し、必要に応じて制度の改善等について提言します。

(2) 福祉調整委員

6人（内訳 学識経験者3人 医師1人 弁護士1人 市民委員1人）

4 事業実績

表1 苦情相談等の件数

分 類		平成30年度	令和元年度
1	福祉保健サービスに関するもの 件 数	476件	414件
2	福祉保健サービス以外のもの ※1 件 数	61件	130件
3	委員会制度に関するもの ※2 件 数	8件	4件
合 計		545件 月平均 45件	548件 46件

※1 福祉保健サービス以外の苦情相談・問い合わせ等。

※2 他都市からの照会等。

表2 苦情相談等の対応分類（福祉保健サービスに関するもの）

分 類		平成 30 年度	令和元年度
1 苦情申立て（福祉調整委員面接相談） ※1	件 数	0 件	1 件
2 説明・助言等 ※2	件 数	234 件	221 件
3 他機関案内 ※3	件 数	93 件	50 件
4 福祉保健サービス提供者との調整 ※4	件 数	149 件	142 件
合 計	件 数	476 件	414 件
	月平均	40 件	35 件

※1 委員が面接相談したもの。1人あたりの相談時間はおおむね1～1時間半となっている。

※2 福祉保健サービスの制度や内容に関して説明や助言を行ったもの等。

※3 適切な福祉保健サービス提供者（市又は事業者）を案内したもの。

※4 相談者の状況を考慮し、迅速な解決を図るために福祉保健サービス提供者（市又は事業者）と直ちに調整を行ったもの。

表3 苦情申立て（委員面接相談）の内訳

調 整 区 分		平成 30 年度	令和元年度
苦情申立て（委員面接相談）	件 数	0 件	1 件
	月平均	0 件	0.1 件
A 市又は事業者に対し申入れを実施したもの	件 数	0 件	0 件
B 申入れを行わなかったもの	件 数	0 件	1 件
C 面接相談時解決・終了	件 数	0 件	0 件
D 面接相談後に取り下げられたもの	件 数	0 件	0 件

表4 面接相談分野の内訳

	高齢福祉 ・介護保険	障害福祉	児童福祉	生活保護	その他 (保健等)	計
平成 30 年度	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
令和元年度	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件

○ 墓地等の設置紛争の調整

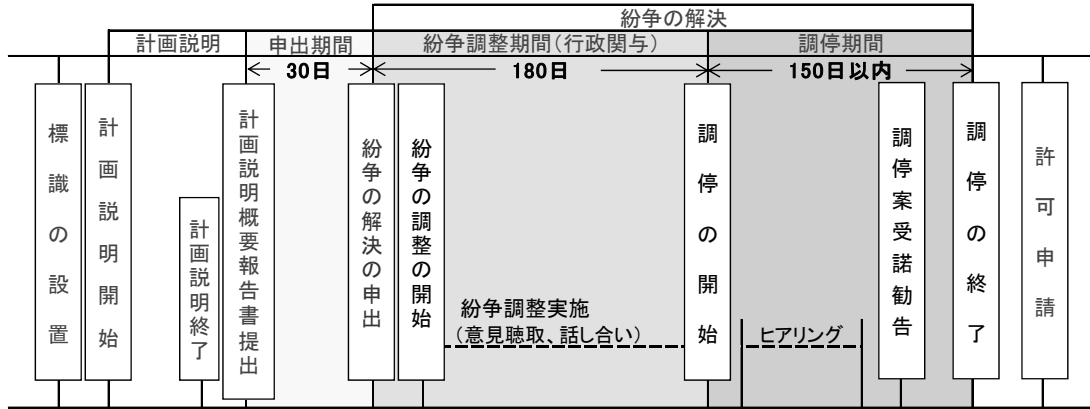
1 概況

墓地等の設置予定地の周辺住民と事業者との間で、墓地等の設置に係る問題の解決が困難な場合に、申出に基づき行政による紛争の調整（あっせん）や第三者機関による調停を行います。

2 紛争解決の制度

「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」（平成 23 年 9 月 1 日施行）に基づき、紛争の調整及び調停の制度を設けています。

<紛争調整の流れ>



3 横浜市墓地等設置紛争調停委員会

(1) 委員総数

12 人（内訳：弁護士 4 人、学識経験者 4 人、民事調停委員 1 人、元民事調停委員 3 人）

(2) 調停小委員会

3 人（上記委員のうち 3 人 1 組で 1 案件の調停に対応する）

委員会等開催件数

年 度	横浜市墓地等設置紛争調停委員会開催件数	紛争の調整（あっせん）件数〔申出数〕	調停（小委員会）件数
平成 27 年度	1	4〔6 組〕	2〔3 組〕（延べ 9 回）
平成 28 年度	1	4〔6 組〕	3〔3 組〕（延べ 11 回）
平成 29 年度	1	1〔2 組〕	0
平成 30 年度	1	1〔2 組〕	1〔1 組〕（延べ 1 回）
令和元年度	1	1〔1 組〕	1〔1 組〕（延べ 3 回）

○ 横浜市社会福祉協議会に対する補助及び委託

1 概況

本市における社会福祉事業の振興や社会福祉施設・団体の育成等の活動を行っている社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の活動経費を補助しました。また、同協議会がウィリング横浜等の管理・運営を指定管理者として担いました。

2 事業内容

- (1) 補助事業（令和元年度決算額 4,000,422千円）
- ア 地域福祉活動推進事業の実施（市・区）
 - イ 市ボランティアセンターの運営
 - ウ 福祉バスの運営
 - エ 社会福祉事業振興資金貸付事業の実施
 - オ 障害者支援センターの運営
 - カ 横浜生活あんしんセンターの運営
 - キ 民生委員・児童委員活動の支援
 - ク その他
- (2) 指定管理事業等（令和元年度決算額 2,310,973千円）
- ア 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」の管理・運営
 - イ 社会福祉センターの管理・運営
 - ウ 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の管理・運営
 - エ 地域ケアプラザの管理・運営
 - オ 生活支援体制整備事業
 - カ その他

○ 災害救助

1 災害見舞金の交付

市内で発生した火災等の被災者に対し、「横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱」に基づき、見舞金等を交付しました。

交付状況 (令和元年度) (金額単位：円)

区分	単身世帯	2人以上世帯	非住家※1	金額
全焼（壊）	49	64	5	4,820,000
半焼（壊）	137	246	20	10,520,000
床上浸水	44	62	143	3,110,000
冠水家屋※2	13	12	-	370,000
死亡	11		-	1,100,000
重傷	4		-	140,000
合計				20,060,000

※1 非住家については自然災害の場合のみ交付します。

※2 冠水とは火災等の消火活動により、水浸しとなる被害のことです。

○ 戦没者遺族等の援護

1 概況

本市では戦没者の追悼式を開催し、横浜市遺族会への補助金を交付する等遺族の援護に努めています。また、各区では戦没者遺族等に対する年金、弔慰金、特別給付金等の請求書の受理、裁定通知書等の交付を行っています。

2 横浜市戦没者追悼式

令和元年11月1日第68回横浜市戦没者追悼式を、神奈川区三ツ沢公園内横浜市慰霊塔前広場において、来賓及び遺族350人が参列し、実施しました。

3 補助金

戦没者遺族等援護のため、次の団体に対し補助金を交付し、福祉の増進を図っています。
令和元年度 横浜市遺族会 900千円

4 年金、弔慰金、特別給付金

戦没者遺族等に対する年金、特別弔慰金、特別給付金等の請求及びこれに伴う年金証書、特別弔慰金裁定通知書、特別給付金裁定通知書の令和元年度における交付状況は次のとおりです。

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法
令和元年度は実績がありません。
- (2) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

ア 請求書進達件数	0件
イ 裁定通知書交付件数	26件
- (3) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

ア 請求書進達件数	0件
イ 裁定通知書交付件数	1件
- (4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
令和元年度は実績がありません。
- (5) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

ア 請求書進達件数	8件
イ 裁定通知書交付件数	10件

○ 援護対策事業

1 ホームレス等自立支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所、食事及び日用品等を提供するとともに、生活支援等によりその自立を支援します。また、市内のホームレス等に対して、アウトリーチによる相談支援及び施設利用後の支援として地域での生活状況を見守る退所後支援を実施します。

- (1) 横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」の運営
ア 支援内容

宿泊援護	食事・衣類・日用品等の提供 入所期間 原則3月以内（最大6月以内）
自立支援	生活相談及び支援、居宅確保等への支援 公共職業安定所から派遣された職業相談員による職業相談・紹介
健康診断	健康診断の実施、健康相談

- イ 事業実績 (令和元年度)

	定員	入所延数
自立支援施設	250	661

(2) アウトリーチ活動

昭和 54 年 11 月から関内駅周辺を中心に、ホームレスに対する必要な支援等を行う目的で夜間街頭相談を開始し、平成 6 年 11 月からは、関係局区と自立支援施設が連携し、毎月 2 回程度、関内駅周辺及び横浜駅周辺等において実施してきました。

平成 16 年 4 月には、ホームレス巡回相談室を設置し、夜間街頭相談との統合を図るとともに、関係機関と連携し、相談員及び看護師等が市内の巡回を行い、ホームレスに対して自立に向けた相談支援を行っています。

ア 巡回相談室実績 (令和元年度実績)

相談件数	自立支援施設等入所
1,133	42

イ 夜間街頭相談 (令和元年度実績)

実施区域	実施回数	入所人数
関内駅周辺	12回	9人
横浜駅周辺	12回	5人

(3) 年末年始対策事業

年末年始の休庁期間中に横浜市内に起居する一定の住居を持たない生活困窮者に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、衣食住の支援を行いました。

また、本事業と連携し、健康安全課事業である結核健診を実施しました。

ア 対策期間

令和元年 12 月 27 日から令和 2 年 1 月 6 日まで

イ 相談窓口開設日及び時間

12 月 27 日 午前 9 時から午後 2 時まで

ウ 相談場所

横浜市寿福祉プラザ 1 階

エ 相談取扱状況

来所人数・・・30 人

援護内容	件
臨時宿泊所利用者	14
健診のみ利用者	30

2 寿地区対策事業

中区寿町周辺の住居の無い方及び簡易宿泊所宿泊者等の課題解決を図るため、横浜市寿福祉プラザ 1 階相談窓口において、生活各般の相談を行っています。また、同対象者の福祉の向上を図るため、寿生活館の一部を女性・児童対象施設（3 階）及び成人対象施設（4 階）として指定管理者である公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会が管理運営を行い、住民相互の交流の場を提供しています。

(1) 横浜市寿福祉プラザ相談事業 (令和元年度)

相談者数	日平均相談者数	相談者属性の分布状況				
		介護予防	障害	児童	結核支援	健康相談
3,873	16.5	90	1,965	172	76	261

※相談者属性については、一人で複数の属性に該当する場合があります。

(2) 横浜市寿生活館管理運営事業 (令和元年度)

施設区分	利用者数
3階 女性・児童対象施設	36,036
4階 成人対象施設	170,554

○ 職 員 の 研 修

保健・医療・福祉事業に従事する職員に対して、職員の執務能力の発揮と資質向上を図り、局事業の円滑な推進に寄与するため、課題に適応した研修の企画、実施及び各種研修機関等への派遣を行いました。

1 研修の実施

令和元年度 271 講座 延 13,850 人

2 研修機関等への派遣による研修

令和元年度 196 講座 延 824 人

注) 保健・医療・福祉事業に従事する区職員を対象とした研修を含みます。

○ 社会福祉法人・施設の指導監査等

1 概況

監査課では、横浜市が所管する社会福祉法人（こども青少年局所管分を除く）や社会福祉施設等に対し、適正な経営・運営の確保を目的として、施設等所管課と連携して指導監査等を実施しています。

また、社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設等の建設に対する助成についての検査等を行っています。

2 社会福祉法人の数及び認可の数（健康福祉局所管）

年 度	法人数	認可数	備 考
平成 30 年度末	165	0	県から移管 2、県へ移管 1、こども青少年局から移管 1
令和元年度末	164	0	県へ移管 1

3 指導監査等実施状況（元年度実績）

(1) 社会福祉法人に対する指導監査

区分	法人数	実地監査	元年度末法人数
第一種社会福祉事業を営む法人（※）	97	44	96
第二種社会福祉事業のみを営む法人	47	16	47
県・市・区社会福祉協議会、共同募金会	21	4	21
合計	165	64	164

※「第一社会福祉事業のみ」及び「第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業の両方」を営む法人です。

(2) 社会福祉施設等に対する指導監査

区分	施設等種別	監査対象施設数	運営主体別			実地監査	元年度末施設数
			市立	社会福祉法人	その他		
高齢者関係	特別養護老人ホーム	157	0	157	0	75	157
	養護老人ホーム	6	0	6	0	4	6
	軽費老人ホーム	11	0	11	0	5	11
	短期入所施設	12	0	3	9	6	11
	介護老人保健施設	87	0	10	77	29	87
	介護療養型医療施設	6	0	0	6	1	6
	介護医療院	0	0	0	0	0	0
	介護付有料老人ホーム	186	0	2	184	61	192
小計	465	0	189	276	181	470	
障害者関係	指定障害者支援施設	22	1	21	0	13	22
	身体障害者社会参加支援施設	6	0	4	2	0	6
	小計	28	1	25	2	13	28
保護施設等	救護施設	3	0	3	0	2	3
	更生施設	3	0	3	0	2	3
	隣保事業	1	0	1	0	1	2
	相談事業	2	0	1	1	0	2
	無料低額宿泊事業	43	0	0	43	11	44
	小計	52	0	8	44	16	54
その他生保関係	無料低額診療事業	21	0	7	14	8	21
	無料低額老健事業	11	0	8	3	5	11
	生保指定医療機関 ※1	13	0	0	13	13	13
	生保指定介護老人保健施設	85	0	10	75	28	85
	小計	130	0	25	105	54	130
合計	675	1	247	427	264	682	

※1 生保指定医療機関は、監査実施数により集計した。

(3) その他実地指導等 ※2

区分	施設種別	監査対象 施設数	運営主体別			実地 指導	元年度末 施設数
			市立	社会福祉法人	その他		
高齢者関係	住宅型有料老人ホーム	100	0	4	96	33	98
	小計	100	0	4	96	33	98
障害者関係	指定障害福祉サービス事業所	367	4	159	204	46	397
	障害者地域活動ホーム(法人型・機能強化型)	41	0	18	23	16	41
	地域活動支援センター精神作業所型	62	0	4	58	15	60
	小計	470	4	181	285	77	498
	合計	570	4	185	381	110	596

※2 高齢施設課、障害施設サービス課所管の事業所に対する実地指導の件数等を掲載した。

(4) 施設整備に係る審査・検査等

区分	検査・審査数
高齢福祉関係	60
障害者福祉関係	0
地域福祉交流拠点他	0
保育・児童関係	42
合計	102

4 社会福祉法人施設審査会 開催件数

社会福祉法人の設立認可や補助金の支出先の選定等について審査を行う横浜市社会福祉法人施設審査会を開催しています。

	平成30年度	令和元年度
開催件数	2	3

○ 放射線対策の推進

1 概況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、本市においても放射性物質の飛散、降下が確認されるなど、放射性物質に対する市民の不安が高まる状況となりました。本市では、事故直後から保健所を中心に各区局で相談対応を開始するなど、迅速・的確な対応に努めてきました。令和元年度においても、健康に関する不安相談対応、ホームページ等による広報、小学校給食食材・市内産農畜水産物・乳児用食品等市内流通食品の放射性物質検査など、市民の安全対策や不安の払しょくに向けて、さまざまな取組を実施しました。

2 主な実施状況

(1) 放射線対策本部による放射線対策の推進

平成 24 年 3 月 27 日に横浜市災害対策本部が廃止されたことに伴い、新たに設置した横浜市放射線対策本部（本部長：副市長、副本部長：健康福祉局長・環境創造局長、事務局：健康福祉局健康安全課）において、引き続き、より一層の安全・安心を確保し、市民の不安を解消するため、区局横断的にさまざまな対策を講じています。

(2) 正しい知識と情報を伝えるための取組（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

ア 健康に関する相談件数 16 件

イ 健康に関する相談に伴う測定機器の無料貸出 8 件

(3) 放射線量測定等

ア 空間線量の状況

本市の空間線量は、モニタリングポストによる常時測定を継続し、問題のない値であることを確認しています。

イ 放射性物質の検査

食品については、水産物や子どもが喫食する乳児用食品・牛乳等に重点を置きつつ、小学校給食食材、市内産農畜水産物及び市内に流通する食品の検査を実施しました。